

(抄訳)

**AIGの取締役会は、資本再構成計画に関連して、
配当としてのワラントの発行を承認**

ニューヨーク発 2011年1月6日—アメリカン・インターナショナル・グループ・インク（「AIG」）は、本日（ニューヨーク時間1月6日）、AIGの取締役会が、2011年1月13日付けの株主名簿上のAIG普通株式の株主に対し、2011年1月19日に交付される、行使価格1株あたり45米ドルのAIG普通株式を購入するための約7,500万個のワラント（「本ワラント」）につき、条件付きで、配当宣言を行ったことを発表しました。

本ワラントは、AIGが当初2010年9月30日に発表しました、AIGの資本強化の一連の取引の一環として発行されます（「本件発行」）。今回の交付において、米国財務省は本ワラントを受領しません。

AIGの社長兼CEOであるロバート・H・ベンモシェは「本件は、AIGの資本強化の完了への継続的な発展および納税者への完全返済の進展を示すこととなります。我々は、今後数週間のうちにこのプランを完了させるべく、懸命に取り組んでいきます。」と述べました。

本件発行の条件 配当としての本ワラントを発行することは、資本再構成の各当事者（すなわち、AIG、米国財務省、ニューヨーク連邦準備銀行及びAIGクレジット・ファシリティー・トラスト）が、2011年1月12日の営業日終了時の時点で、2011年1月14日に資本再構成が完了することが予定される（但し、2011年1月14日以前に、関連する事実、状況および条件に重大な変更が生じていないことを前提とする。）と判断することを条件とします。AIGは、かかる条件が成就したか否かにつき、2011年1月12日にプレス・リリースを発表する予定です。かかる条件が成就していない場合、AIGは本ワラントを発行せず、AIG普通株式の保有者は本ワラントを受け取る権利を有しません。かかる条件が成就するか否かについての保証はありません。

本ワラントの条項 上記の条件が成就している場合、AIGの普通株式の保有者が権利確定日に保有するAIG普通株式1株につき、0.533933個のワラントが交付されます。AIG普通株式の保有者は、本ワラント1個につき、1株あたり行使価格45米ドルのAIG普通株式を購入する権利を得ます（但し、当該権利は特定の事象にかかる希薄化防止のための調整に服する）。本ワラントの行使期間は、本ワラントの発行日から10年間、すなわち、2021年1月19日までです。

（注：本ワラントの日本における取り扱いについては本文末尾の日本の実質株主における取り扱いについての注記を参照ください。）

ニューヨーク証券取引所における売買 AIGは、本ワラントにつき、本ワラントの銘柄をティッカーシンボル「AIG WS」としてニューヨーク証券取引所への上場申請を行っており、2011年1月13日またはその前後から、「発行時」基準で、ニューヨーク証券取引所において売買が開始されると予測しています。AIGは、権利証を使用して、AIG普通株式の権利落ち日を遅らせるよう、ニューヨーク証券取引所から勧告を受けています。これによりAIGの普通株式は、本ワラント発行予定日の翌日である2011年1月20日からは、通常どおり、つまり権利落ちの形で、売買が開始されます。権利証とは、実質的には、配当の条件が成就した場合における、普通株式の売主から買主に対する、配当を受け取る権利の譲渡です。配当の条件が成就していない場合は、権利証は即時に取り消され、本ワラントは発行されません。

課税措置および源泉徴収 本ワラントの発行は、米国連邦法上の所得税の目的で課税対象の分配として取り扱われる可能性があります。そのため、AIG は米国外の普通株式の保有者に対する本ワラントの分配について源泉徴収を行う予定です。本ワラントの分配が、分配実施後において、米国連邦法上の所得税の対象とならないことが決定された場合、AIG は、かかる決定を公表し、源泉徴収の対象とされた保有者は、米国国内国歳入庁 (The Internal Revenue Service) に還付請求書を提出することにより還付を受ける権利を有することが可能となります。保有者は、本ワラントの分配についての米国連邦法上およびその他の税金の影響について、税務アドバイザーに相談しなければなりません。

エクイティ・ユニットへの影響 本ワラントの発行は、AIG の発行済エクイティ・ユニットを、権利確定日現在において有効な条項に従った同ユニットの決済レートに適合させるための、特定の希薄化防止調整を引き起こすこととなります。AIG は、エクイティ・ユニットの保有者に対して、エクイティ・ユニットの条項により要求されるとおり、かかる調整の金額を権利確定日から 10 営業日以内に通知します。本ワラントの分配が前述したように課税対象として取り扱われた場合、かかる調整は課税対象の分配として取り扱われる可能性があり、米国外のエクイティ・ユニット保有者については、かかる保有者に対する将来の分配またはその他の分配が源泉徴収の対象となる可能性があります。

入手可能な情報 AIG は、AIG およびワラント・エージェントであるウェルズ・ファーゴ・バンク・エヌ・エイとの間におけるワラント契約に基づき、本ワラントを発行します。ワラント契約の写しは、ワラント・エージェントであるウェルズ・ファーゴ・バンク・エヌ・エイ (連絡先：米国は 888-899-8293 (フリーダイヤル) または米国外は 651-450-4064) より無料で入手できます。本ワラント契約はまた、様式 8-K による AIG の臨時報告書の添付書類として添付され、明日 (注：ニューヨーク時間 2011 年 1 月 7 日)、米国証券取引委員会 (SEC) のホームページ (www.sec.gov) において入手可能です。本ワラントの端数に関する手続または本ワラントの行使もしくは売却に関する情報は、上記に記載されるワラント・エージェントの電話番号、またはブローカー、銀行もしくは本ワラントを保有するその他の仲介機関に連絡することにより入手できます。

発行時またはその前後において、AIG は、本ワラント行使時に随時発行される AIG 普通株式を届け出るための目論見書の補足を SEC に提出する予定です。目論見書の補足および関連する目論見書の写しは、SEC のホームページ (www.sec.gov) から、無料で、取得することができます。

本プレス・リリースに含まれている記述には、将来の見通しに関する記述が含まれています。かかる記述は、歴史的な事実を述べるものではなく、将来における事象に関する AIG の予測を表したものに過ぎず、その多くは、性質上、本質的に不確実なものであり、AIG のコントロールを超えるものです。実際に生じる結果は、これらの記述が示す将来の結果から (場合によっては大きく) 異なる可能性があります。将来の見通しに関する記述と実際の結果との間に、(場合によっては大きな) 差異を生じさせうる要因は、いずれも SEC に提出された、2010 年 9 月 30 日に終了した四半期についての様式 10-Q、2010 年 6 月 30 日に終了した四半期についての様式 10-Q および 2010 年 3 月 31 日に終了した四半期についての様式 10-Q の、Part I, Item 2 "Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations" および Part II, Item 1A "Risk Factors"、AIG の 2009 年 12 月 31 日に終了した年度についての様式 10-K におけるアニュアル・レポートの Part II, Item 7 "Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations" および Part I, Item 1A "Risk Factor" (2010 年 3 月 31 日に提出された様式 10-K/A の Amendment No.1、および 2010 年 8 月 24 日に提出された様式 10-K/A の Amendment No.2 を含む)、ならびに 2010 年 12 月 8 日に提出された様式 8-K による AIG の臨時報告書に記載されています。

(抄訳者注：以下は日本の実質株主における取扱いについての注記である。)
当社は、米国のデポジトリー・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)を通じて実質株主の代理として保有を行う仲介機関に対して発行されたワラント(すなわち当社の株主名簿上に記載されている以外の日本の実質株主に対して発行されたワラント)の割当のうち、株式会社証券保管振替機構における外国株券等保管振替決済制度上の実質株主に対する割当については、当該制度に基づいて取り扱われる(ニューヨーク証券取引所における売却を含むがこれに限られない。)こととなると認識しております。